入　札　説　明　書

件名

「横浜市立市民病院内視鏡管理システム一式の購入」

（平成24年６月５日入札公告分）

横浜市立市民病院管理部経営経理課

平成24年６月５日横浜市病院経営局調達公告第８号で公告した「横浜市立市民病院内視鏡管理システム一式の購入」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

１　競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

横浜市立市民病院内視鏡管理システム　一式の購入

(2) 仕様及び特質

別添仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成25年１月31日

(4) 納入場所

横浜市保土ケ谷区岡沢町56番地

横浜市立市民病院

(5) 入札方法

この入札は、総価により行います。

２　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

(1) 横浜市病院経営局契約規程（平成 17 年３月病院経営局規程第 32 号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 平成 23･24 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「医療機械器具」に登録が認められている者で、かつ、Ａの等級に格付けされている者であること。

(3) 平成 24 年６月 14 日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市病院経営局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 当該物品に係る製造実績若しくは納入実績を有する者であること又は当該物品を納入することが可能な者であること。

３　入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(3)のとおり書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア　物品・委託等入札参加資格審査申請書及び添付書類（平成23･24年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載されていない者に限ります。）

イ　営業種目追加登録申請書（平成23・24年度横浜市の一般競争入札有資格者名簿に登載されている者で「医療機械器具」に登録が認められていない者に限ります。）

ウ　一般競争入札参加資格確認申請書

エ　実績調書等２(4)に該当することを証する書類

(2) 提出場所

ア (1)ア及びイの提出場所

〒231-0017　中区港町１丁目１番地
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル２階）
電話　045(671)2248（直通）

イ (1)ウ及びエの提出場所

〒240-8555　保土ケ谷区岡沢町56番地

横浜市立市民病院管理部経営経理課物品管理係

板垣　電話　045(331)1208（直通）

(3) 提出期限

ア (1)アからウまでの提出期限

平成24年６月14日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

イ (1)エの提出期限

平成24年６月21日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

(4) 入札参加に係る通知

次のア及びイによる通知は、平成24年６月28日までに行います。

ア　一般競争入札有資格者名簿登載に係る審査結果通知書

イ　入札参加資格確認に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書

(5) 入札に参加しようとする者は、入札日までの間に会社合併・分割等の予定がある場合（会社合併・分割等を行った後に申出をしていない場合を含む。）は、必ず、入札説明書の交付期限までに申し出なければなりません。

格付等級の変更によって、入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該入札に参加することができません。

４　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

(1) ２の資格条件を満たさなくなったとき。

(2) ３(1) に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

５　仕様書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、仕様等に質問があり回答を求める場合には、平成24年７月２日までに別紙質問書を(2)の部課に提出しなければなりません。

(2) 質問書の提出先

〒240-8555　保土ケ谷区岡沢町56番地

横浜市立市民病院管理部経営経理課物品管理係

板垣　電話　045(331)1208（直通）

(3) 回答

質問に対する回答は、平成24年７月９日までに横浜市病院経営局ホームページ入札契約情報（http://www.city.yokohama.lg.jp/byoin/nyusatsu/shimin-list.html）で行います。また、平成24年７月９日までに(2)の部課において文書により閲覧に供します。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

６　入札方法

(1) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函するか、又は(3)の郵便入札に限ります。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

日時　平成24年７月18日午前10時

場所　保土ケ谷区岡沢町56番地

横浜市立市民病院管理棟１階会講堂

(3) 郵便入札の方法等

ア　対象

郵便入札は、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。郵便入札を行う場合は、３(2)イの部課に事前に連絡しなければなりません。

イ　受領期限

平成24年７月17日午後５時までに３(2)イの部課に必着のこと。

ウ　方法

郵便入札は、書留郵便によらなければなりません。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書を中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には公告番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に３(2)イに掲げる部課に必ず電話連絡しなければなりません（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）。

エ　郵送先

３(2)イに同じ

７　入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もらなければなりません。入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105 分の100 に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に５パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。

(3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければなりません。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければなりません。

(4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

８　入札及び開札における注意事項

(1) 入札

ア　入札参加者は、入札室に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書を必ず提示しなければなりません。

なお、一般競争入札参加資格確認結果通知書の提示がない場合は、入札に参加できません。

イ　入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。

ウ　入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

エ　入札参加者は、入札・開札がすべて終了するまでの間、横浜市病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退場することができません。

オ　入札室には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。

カ　入札室において、公正な競争の執行を妨げ若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し若しくは談合をした者は、当該入札室から退去させます。

(2) 開札

開札は入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。

(3) 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。なお、再度入札の回数は１回とします。

(4) 入札の中止

事業管理者は、入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を投函するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア　入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。ただし、郵送の場合は、６(3)イの期限までに３(2)イの部課に必着のこと。

イ　入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア　２の資格条件を満たさない者が行った入札

イ　３(1) に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

ウ　横浜市病院経営局契約規程第24条の規定に掲げる入札

エ　前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

9　落札者の決定

(1) 横浜市病院経営局契約規程第17条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

(3) (2) の同価の入札をした者のうち、開札に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代ってくじを引き、落札者を決定します。

10　入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

11　契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別紙様式による契約書を取りかわします。

(2) 事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。

(3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、事業管理者から２通の契約書の案の送付を受けて記名押印します。また、事業管理者は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうちの１通を契約の相手方に送付します。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12　契約金の支払方法

(1) 前金払

行いません。

(2) 契約金の支払方法

納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払います。

13　その他

(1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

(2) 苦情申立て

ア　当該入札手続に関し、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができます。

なお、落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合があります。

イ　事務局

〒231-0017　中区港町１丁目１番地

横浜市財政局契約部契約第一課（関内中央ビル２階）

電話　045(671)3805（直通）

(3) 契約手続に関しての問い合わせ先

〒240-8555　保土ケ谷区岡沢町56番地

横浜市立市民病院管理部経営経理課物品管理係

板垣　電話045(331)1208（直通）

(4) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。

横浜市立市民病院　　　内視鏡管理システム 仕様書

機器の名称	内視鏡管理システム	
構成内容	Ⅰ	内視鏡スコープサーバ　　一式
	Ⅱ	内視鏡 Web サーバ　　　一式
	Ⅲ	内視鏡クライアント　　　10 式 （内視鏡室 1～7、ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ室、気管支鏡室、透視室）
	Ⅳ	プリンタセット　8ｾｯﾄ ｶﾗｰｲﾝｸｼﾞｪｯﾄﾌﾟﾘﾝﾀ 1 台+ﾗﾍﾞﾙﾌﾟﾘﾝﾀ 1 台/ｾｯﾄ （内視鏡室 1～7、気管支鏡室） カラーレーザープリンタ（ｺﾋﾟｰ・ｽｷｬﾅ・両面印刷・A4 対応）2 台 （処置室・透視室）
	Ⅴ	既設内視鏡システムとのネットワーク接続用機器　4 台 （超音波内視鏡、透視室、泌尿器科、耳鼻咽喉科）
	Ⅵ	ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ装置　1 台
	Ⅶ	その他必要なネットワーク機器等

仕様内容	項目		必要条件
Ⅰ　内視鏡管理システムに関する仕様・性能			
1　電子カルテシステムとの連携	(1)	患者基本情報	電子カルテシステム（MegaOak）より患者基本情報の受信が可能であること。
	(2)	内視鏡オーダの連携	電子カルテシステム（MegaOak）より内視鏡指示を受信できること。内視鏡クライアントにて受付が可能なこと。さらに内視鏡管理システムにおいて実施入力を行い、実施情報を電子カルテシステムに送信できること。
	(3)	検査結果レポートの作成・参照	クライアント端末から内視鏡検査結果レポートの作成が行えること。また、電子カルテシステムより内視鏡検査結果レポートの参照が可能であること。

	(4)	病理オーダの連携	検査終了後、内視鏡レポート作成時点でレポート内容から現行電子カルテオーダリングシステムで作成された通常の病理組織検査オーダ電文と同一の仕様の病理組織検査オーダを作成できること。病理組織検査に必要なラベルを自動作成できること。病理組織検査オーダは、採取部位をもとに病理組織検査の保険点数を自動で算定できること。作成された病理組織オーダを再送信できること。再送する場合は、内視鏡レポートの最新情報を用いて病理組織検査オーダを作成できること。病理組織検査オーダには、該当する内視鏡検査のオーダ番号を含むこと。
	(5)	医事会計システムとの連携	内視鏡検査で使用する前処置の薬剤等や検査中に使用した手技、加算、薬剤、器材等の使用実績の会計情報を電子カルテシステム（MegaOak）を通じて医事会計システムへ送信できること。
2　内視鏡装置との連携	(1)	内視鏡関連情報の通信	内視鏡管理システムから各内視鏡装置への以下の情報送信が可能であり、逆に内視鏡装置から患者基本情報の取り込みが可能であること。当院の内視鏡装置はオリンパス社製及びPENTAX社製（耳鼻咽喉科）である。内視鏡管理システムとの通信に必要な機器はすべて含めること。患者基本情報とは以下の情報であり、各内視鏡装置の画面上に表示できること。内視鏡装置は更新等により変更される場合があるが、メーカーが変わっても連携ができること。 （患者氏名、性別、生年月日）
	(2)	内視鏡検査の画像取り込み	内視鏡検査時の必要な画像について、医師の判断で随時取り込みが可能なこと。また、当院の既存の内視鏡検査画像を今回導入する内視鏡管理システムに移行し、現在当院が所有する画像・レポート情報を含め導入後5年以上の保存が可能なこと。また、必要があれば記憶装置の増設が可能なこと。

	(3)	カンファレンス	クライアント端末で、同一患者の診断名別の検査抽出や過去の検査画像との比較など、医師のカンファレンスに必要な検査結果画像の参照が可能であること。
3　内視鏡レポート	(1)	レポート所見の引用	レポートの新規作成時に、以前のレポート所見が引用できること
	(2)	画像の順番変更	レポートに添付した画像の順番を簡易に並び換えできること
	(3)	シェーマ追加	納入後６か月以内はレポートに添付できるシェーマが追加できること
	(4)	内視鏡レポートの移行	当院の既存の内視鏡検査レポートを今回導入する内視鏡管理システムに移行し、かつ電子カルテシステムから参照可能とすること。当院の既存の内視鏡管理システムはオリンパス製 SolemioEndo である。
4　その他	(1)	セキュリティー	内視鏡管理システムへのログイン、ログアウト、入力操作履歴の保存が可能であること。サーバには、当院指定のウイルス対策ソフトをインストール可能なこと及び当院ウィルスサーバから各クライアントにパターンファイル等の配信が可能なこと。生体認証による認証、管理が可能であること。
	(2)	内視鏡スコープの洗浄消毒履歴管理	内視鏡スコープの洗浄消毒履歴管理が可能なこと。
	(3)	クライアント端末	クライアント端末は、専用端末とし端末設置に係る費用は全て含むこと。USB ポートの使用制限がかけられること。スペックについては、CPU はインテル®Core™2 Duo プロセッサー以上、HDD は、160GB 以上、OS は、Windows 7 Professional Edition とすること。

(4)	サーバ （スコープサーバ及び Web サーバ）	サーバは、ラックマウント式とし当院が指定する場所（がん検診センター地下1階を予定）に設置すること。サーバのモニタ及びモニタ切替機を用意すること。サーバには停電対策として UPS を設置すること。上記の設置に係る費用は全て含むこと。スペックについて、CPU は、インテル® Xeon®プロセッサー E5620 以上、メモリは、6GB 以上、HDD は、5TB 以上で RAID5 構成とする。OS は、Windows Server 2008 R2 SP1 とし、DBMS は、Oracle 11g 同等品とする。なお、電子カルテとの連携に必要なサーバについては、上記のスペックを参考に必要最低限のスペックとしても差し支えない。
(5)	ネットワーク	サーバ・クライアントの通信に使用するネットワークについては、電子カルテシステムのネットワークに収納する。このため、当院が指定する業者と調整すること。なお、既設内視鏡システム・クライアント・カラーレザープリンタの接続に加え、内視鏡室 5 に 1 箇所、内視鏡センター内廊下 1 箇所、南棟地下 1 階の画像診断部（透視室 7 番・9 番）、東棟地下 1 階の泌尿器科・耳鼻咽喉科にネットワーク接続用の情報コンセントを敷設すること。
(6)	プリンタ	プリンタセット　8ｾｯﾄ（ｶﾗｰｲﾝｸｼﾞｪｯﾄﾌﾟﾘﾝﾀ 1 台+ﾗﾍﾞﾙﾌﾟﾘﾝﾀ 1 台/ｾｯﾄ）を内視鏡室 1～7、気管支鏡室に設置する。 カラーレーザープリンタ（ｺﾋﾟｰ・ｽｷｬﾅ・両面印刷・A4 対応）2 台を処置室・透視室に設置する。カラーレーザープリンタはネットワーク対応とし、各クライアント端末から出力指示が可能なこと。
(7)	パソコンラック	透視室のクライアント端末にはパソコンラックが必要となる。設置場所に合わせたラックを提供すること。
(8)	各種統計	内視鏡クライアントから内視鏡検査に係る各種統計が可能なこと。なお、統計内容については、既存の SolemioEndo Ver.3.1 に準じたものとする。

	(9)	障害対応	データベースのバックアップは、毎日定時に取得することとし、外部メディアにて保存できようにすること。なお、バックアップに際しては差分バックアップ等、効率的な運用を考慮すること。
Ⅱ　全体に係る要件			
1　システム連携			内視鏡管理システムは、既存の内視鏡スコープ等と動作、監視に関する完全な互換性を有すること。
2　取扱説明書			納入機器各２部ずつ取扱説明書および薬事法で規定される添付文書を付属すること。これらの図書は日本語で明瞭に記載されていること。
3　撤去、据え付け、調整工事			物品の撤去、搬出、廃棄を当院の指定する方法で行うこと。また新規装置関連機器の搬入、据付工事及び調整を当院担当者と事前協議し行うこと。
4　バージョンアップへの対応			周辺機器も含め、設置時までに装置等の仕様変更やソフトバージョンアップがあった場合は最新の仕様で設置のこと。かつ納入後１年以内のソフトのバージョンアップに対応すること。
5　導入時におけるサポート			導入に際しては充分な打合せを行い、的確なサポートを行うこと。 導入後は必要な操作説明・支援等を行うこと。
6　機器の保証及び保守			導入後１年間は機器の保証を行うこと。また、本院が求めた場合24時間365日のオンサイト修理に対応が可能であること。

システム概念図

※1　プリンタセットはカラーインクジェットプリンタ１台+ラベルプリンタ１台で構成される。

※2　超音波内視鏡・透視室・泌尿器科・耳鼻咽喉科以外のネットワーク接続機器は既設内視鏡システムに内包しているが、ネットワークに接続するために機器が必要な場合は機器構成に含めること。